

平成 21 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 東邦グローバルアソシエイツ(株)
代表者名 代表取締役社長 横 田 満 人
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 執行役員 経営本部長 西 澤 孝 紀
(Tel. 03-5511-1700)

平成 21 年 3 月期第 3 四半期に係る四半期財務諸表に対する結論不表明について

当社の平成 21 年 3 月期第 3 四半期に係る四半期報告書を提出するにあたり、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく四半期レビューについて、フロンティア監査法人より結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を本日受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、これを受けて当社株式は、大阪証券取引所の規程に基づき、本日、監理銘柄（審査中）へ指定される見込みです。

記

1. 背景及び概要

当社は、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第 3 四半期においても営業損失を計上するとともに営業キャッシュ・フローについても継続してマイナスの状況が続いております。そのため、第 3 四半期報告書に「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の注記を記載する予定です。

(参考) 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第 3 四半期連結累計期間においても 1,241,888 千円の営業損失を計上するとともに営業キャッシュ・フローについても継続的にマイナスの状況が続いております。

また、資金繰りについては新株予約権の行使による資金調達に依存しておりますが、株価の下落等の要因により行使の可能性については不透明であることから、新たな資金調達が困難な状況が続いております。

当該状況により継続企業の前提に関する疑義が生じております。

当該状況を解消すべく、当社グループは、引き続き早期黒字化へ向け経営改革を行っており、不採算事業の整理はほぼ完了し、固定費の圧縮も進んでおります。営業力強化につきましては、グループ会社間での人員配置を含めて、推し進めており、今年度中に人員の配置は完了し、来年度より新たな営業体制を行う予定となっております。なお、ロシア連邦における人工島の建設事業に関しては、引き続き脆弱な財務状態から脱するまで、資金の必要となるプロジェクト推進業務は一旦延期し、早急な財務内

容の健全化を図り、業績の回復を図ってまいります。

財務政策につきましては、第7回新株予約権の行使に伴い、平成20年4月25日に100,000千円、平成20年5月13日に100,000千円、平成20年5月14日に100,000千円、平成20年5月15日に200,000千円、第8回新株予約権の行使に伴い、平成20年5月15日に600,000千円、平成20年5月19日に100,000千円、平成20年5月21日に100,000千円、平成20年5月23日に100,000千円、平成20年9月25日に100,000千円、第14回新株予約権の行使に伴い、平成20年12月15日に30,000千円、平成20年12月16日に70,000千円の合計1,600,000千円の資金調達をしており、発行済みであります新株予約権の行使による資金調達の実行に向けて、引き続き交渉してまいります。

四半期連結財務諸表は、今後注力していくリフォーム・メンテナンス事業及び給排水管工事業が軌道に乗り、経営計画が達成可能という前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

金融商品取引法に基づき作成される企業の財務諸表は、継続企業であることを前提として作成されます。当社及びグループ会社の早期黒字化を目指し、不採算事業からの撤退、固定費の圧縮ならびに営業力の強化を図り、また、脆弱な財務状況を脱するため、新株予約権の行使による資金調達を図ってまいりましたが、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況において当社では、当社の会計監査人であるフロンティア監査法人に対して、今後の既存事業に関する戦略やロシア人工島建設プロジェクトの説明、資金計画や資金調達方法を説明してまいりましたが、フロンティア監査法人より、会社は新たな資金調達の実施が困難な状況となっており、今後一年間の運転資金を確保できない状況であるが、会社から当該状況を解消又は大幅に改善するための合理的な経営計画が提示されていないとして、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューについて、当該監査法人より、結論を表明しない旨を記載した独立監査人の四半期レビュー報告書を本日受領した次第です。

2. 四半期レビュー報告書の記載内容

受領した四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりであります。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月26日

東邦グローバルアソシエイツ株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 藤井 幸雄 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 遠田 晴夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東邦グローバルアソシエーツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新たな資金調達の実施が困難な状況となっている。そのため今後一年間の運転資金を確保できない状況であるが、会社から当該状況を解消又は大幅に改善するための合理的な経営計画が提示されていない。このため、当監査法人は、継続企業を前提として作成されている上記の四半期連結財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、上記事項の四半期連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、東邦グローバルアソシエーツ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3. 平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示及び平成 21 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出について

平成 21 年 3 月期第 3 四半期決算短信の開示及び平成 21 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出につきましては、平成 21 年 2 月 27 日に行う予定であります。

株主の皆様をはじめ関係各位に対して多大なご心配ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後とも当社へのご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以 上